



報道関係者各位

投票用紙の交付誤りについて

1. 概要

昨日4月17日午後4時30分頃、4月21日執行の習志野市長・市議会議員一般選挙の期日前投票所(市庁舎)において、投票ができない失権者に誤ってそれぞれの選挙の投票用紙を交付し、投票がなされたことが判明しました。

2. 原因

本市では、投票所での名簿対照事務をシステムで行っており、失権者は投票ができないよう3重の防止策を講じています。

【3重の防止策】

- ①失権者の投票所入場券は作成しない。
- ②失権者の名簿対照を行うと、システムの画面上に投票できない旨が表示され、警告する。
- ③表示や警告を無視してシステム上投票させようとしても、ボタンをクリックできないなど名簿対照処理ができないようにしている。

しかしながら今回は、当該失権者が投票所入場券を持たずに来所し、名簿対照時に投票できない者であるとの表示・警告があつたにもかかわらず、担当者がそれらを無視し、投票用紙交付係へ案内し、投票用紙が交付されてしまったものです。

担当者は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が派遣元となって、習志野事務所から派遣された78名の内の1名です。担当者に事情聴取を行ったところ、記載のとおりであることを確認しています。

なお、失権者による投票は無効であります。本件の場合、投票用紙が特定できないことから有効票として取り扱うこととなります。

3. 今後の対応

システム上何らかの表示・警告が出た時は、速やかに選挙管理委員会事務局へ連絡するよう事前研修及び毎日の朝礼・夕礼で指導しておりますが、更なる徹底を図っていきます。なお、当該担当者については、今後の投票事務からは除外するよう申し入れ、対応することとなっております。

このたびは御迷惑をおかけすることとなり、申し訳ございませんでした。これからの期日前及び当日投票におきましては、細心の注意を払ってまいります。

問合せ先
選挙管理委員会事務局
担当：上野 久(事務局長)
電話047-453-9215